

帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置 がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名

殿